

学校法人千葉工業大学研究者倫理憲章

平成 26 年 1 月 30 日制定

学術研究は、自由な発想と知的好奇心・探究心に根ざした知的創造活動である。

学校法人千葉工業大学（以下「本学」という。）において知的創造活動を担う研究者は、学問の自由の下に、研究活動における自主性が尊重され、真理を探究する権利を有するとともに、建学の精神にある世界文化に技術で貢献する責務を負う。

本学はこの理念の下に学術研究を推進するため、本憲章を策定する。

知の創造

本学の研究者は、研究における創造を尊重し、先進的な研究に挑戦して新たな知識と価値を創造し、専門家として社会の負託に応える。

研究における誠実

本学の研究者は、常に正直、誠実に判断・行動し、自らの専門知識や技術の維持向上に努めるとともに、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造・改ざん・盗用等の不正行為を為さず、また加担しない。

責任ある公表

本学の研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を広く社会に公開して説明し、その研究が人類や社会に及ぼし得る影響や変化を評価し、その結果を中立性・客観性を持って公表する。

法令遵守

本学の研究者は、研究の実施・研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

他者との適正な関係

本学の研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重するとともに、自らの研究・審査・評価・判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

差別・偏見の排除

本学の研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・国籍・性別・思想・信条・宗教等によって個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。